

# 元気な愛知の市町村づくり補助金交付要綱実施要領

## 1 総 則

この実施要領は、元気な愛知の市町村づくり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

## 2 地域団体

要綱に定める地域住民5人以上で構成する団体は、次に掲げる要件を満たしているもの（以下「地域団体」という。）とする。

ア 愛知県内において自主的かつ主体的に取り組む事業の実施団体であること。

イ 補助目的に合致する活動の計画及び実績を有している団体であること。

ウ 規約等において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員並びに会計経理の方法が明記されている団体であること。

エ 市町村が全額出捐している公社、協議会等でないこと。

## 3 補助対象事業

(1) 補助対象事業は、要綱別表に規定する事業とする。ただし、次に掲げる事業は、補助対象外とする。

ア 国又は県が交付する負担金又は補助金の交付対象となる事業

イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条各号に掲げる交付金の対象となる事業

ウ 国又は県が出資する公益財団法人等の助成対象となる事業

エ 当該年度に完了しない事業（天災その他やむを得ない事情により予定の期間内に完了することができなくなった事業で知事が特に認めるものを除く。）

オ 専ら個人的利益につながる事業

カ 単なる増収又は単なる省力化を目的とした事業

キ 事業主体が大規模（県単位程度）に組織化されている事業（知事が別に定めるものを除く。）

ク 市町村が補助又は負担する事業（DX推進枠に係るものに限る。）

(2) 市町村が補助又は負担する事業（チャレンジ枠、人口問題対策枠及び従来枠に係るものに限る。）については、市町村が補助又は負担する額を補助対象経費とする。

(3) 補助対象事業の1件の取扱いについては、同一の事業計画に基づき複数の施設等を一括して整備する場合は、原則としてそれらをまとめて1件とする。ただし、個々の施設等が個別の施設として明確であり、かつ、独立して機能する場合は、それぞれ1件とする。

(4) 地域団体が継続的に実施する事業の採択にあたっては、地域における自主的かつ主体的に取り組む新たな事業を優先的に採択することに留意する。

(5) チャレンジ枠、人口問題対策枠又はDX推進枠の事業採択にあたっては、採択方法等についてそれぞれ別に定める。

## 4 補助金の額等

(1) 補助金の単位は、事業1件あたり千円単位とする。

(2) 事業1件あたりにおいて、補助対象経費に補助率を乗じて得た額が次の金額を下回る場合は、補助しない。

ア 市町村又は広域連合が実施する事業 30万円

イ 地域団体が実施する事業 10万円

(3) 地方債を充当する事業においては、原則として、地方債を充当する事業費のうち、補助対象外経費を除いた経費に係る地方債充当額は補助対象経費から除く。

(4) 補助対象外経費

要綱別表において別に定めることとされた経費は、次のとおりとする。

ア 事業の施行に伴う立木補償費、家屋その他の建造物の移転補償費、施設撤去費及び造成費（整地費を含む。）

イ 入場料収入、教材費等を財源（特定財源）とする事業については、特定財源を充当する経費

(5) その他、補助対象経費について必要な事項は別に定める。

## 5 補助金の申請等

(1) 申請できる事業の数は、次のとおりとする。

ア チャレンジ枠 1市町村又は1広域連合につき2件まで（ただし、東三河総局所管団体がチャレンジ枠に申請する場合は、この限りでない。）

イ 人口問題対策枠 1市町村につき2件まで（ただし、東三河総局所管団体が人口問題対策枠に申請する場合は、この限りでない。）

ウ DX推進枠 1市町村につき1件

エ 従来枠 1市町村又は1地域団体につき1件

(2) 2以上の市町村、広域連合又は地域団体（以下「市町村等」という。）が共同で事業を実施する場合には、代表する一つの市町村等が申請を行う。

(3) 申請書その他必要な書類は、事業採択の予定を通知した日から起算して14日を経過した日（その日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日）までに提出しなければならない。ただし、申請期日については、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(4) 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、交付決定前に着手することができる。

ア 人件費負担的要素が強い事業

イ 団体の運営経費に対する補助事業

ウ 準備期間を含めて交付決定前から着手しないと事業実施が困難な事業

エ 通年にわたり事業を実施する必要がある事業

なお、上記のアからエまでの要件以外でやむを得ない事由により交付決定前に事業を着手する場合には、事業着手届（要領様式1）を提出すること。

## 6 補助金活用の広報

補助事業の事業区分がチャレンジ枠又は人口問題対策枠の場合は、広報紙、ホームページ等を通じ、元気な愛知の市町村づくり補助金を活用した事業である旨の広報を行うものとする。